

入札説明書

この入札説明書は、政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）、財務規則（昭和42年長野県規則第2号）、本件調達に係る入札公告のほか、本県が発注する調達契約に関し、一般競争入札又は指名競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものです。

1 競争入札に付する事項

別記1のとおり

2 入札参加者に必要な資格

- (1) 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者でないこと。
 - (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項第1号から第6号に掲げる者で、一般競争入札又は指名競争入札に参加することを停止されている者でないこと。
 - (3) 契約の履行に当たり、前号に掲げる者を代理人、支配人、その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。
 - (4) 長野県会計局長から物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月25日付け22管第285号）に基づく入札参加停止を受けている期間中の者でないこと。
 - (5) 長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。
 - (6) 公正性かつ無差別性が確保されている場合を除き、本件借入の仕様の策定に直接関与していない者であること。
 - (7) 長野県の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格の別表のその他の契約の欄の等級区分がAに格付けされている者であること。
 - (8) 長野県内に本社又は支店若しくは営業所を有する者であること。
 - (9) 障害、故障等の緊急時における24時間保守サービス体制が確保されている者であること。
 - (10) 過去2年間に、長野県内において同種の契約を1年間以上にわたって誠実に履行した実績を有すること。
- (11) 入札参加者又はその代理人は、公告に記載する3の(2)については、上記(7)～(10)の事項について別紙様式1及び別紙様式2を準用し、これを証明の上、別記3の(2)へ提出してください。
この際、別紙様式1においては、契約書の写しを添付してください。

3 入札及び開札

- (1) 入札参加者又はその代理人は、仕様書、別添契約書（案）及び本入札説明書を熟覧し承諾の上で入札してください。この場合において、当該仕様書等について疑義がある場合は、別記5に掲げる者に説明を求めることができます。ただし、入札後仕様書等について不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできません。
- (2) 入札参加者又はその代理人は、別紙様式4による入札書を直接提出してください。郵便、電話、電報、テレックス、ファックス、コピーその他の方法による入札は認めません。
- (3) 入札書及び入札に係る文書に使用する言語は、日本語に限るものとし、また入札金額は、日本国通貨による表示に限るものとします。
- (4) 入札書の提出場所は、別記3の(1)のとおりです。
- (5) 入札参加者又はその代理人は、次の各号に掲げる事項を記載した別紙様式4による入札書を提出してください。
 - ア 借入物品名及び数量
 - イ 入札金額（1月当たりの賃借料）
 - ウ 入札参加者本人の住所、氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）及び競争入札参加資格審査申請書又は委任状へ押印した印鑑の押印（外国人の署名を含む。以下同じ）
 - エ 代理人が入札する場合は、入札参加者本人の住所及び氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名及び押印
- (6) 入札参加者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印をしてください。
- (7) 入札参加者又はその代理人は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができません。
- (8) 入札参加者又はその代理人は、入札書を提出するときは、入札公告等において求められた義務を履行するために必要とする関係書類を併せて提出してください。
- (9) 入札参加者又はその代理人が協定し、又は不穩の行動をなす等により競争入札が公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は当該入札を延期し、若しくは取り止めることがあります。
- (10) 入札参加者又はその代理人の入札金額は、借入物品に係る一切の諸経費を含め入札金額を見積るものとします。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札参加者又はその代理人は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載してください。
- (11) 入札参加者又はその代理人は、賃借料の支払方法、支払回数等の契約条件を別添契約書（案）に基づき十分考慮して入札金額を見積もってください。
- (12) 開札の日時及び開札の場所は、別記3の(1)のとおりです。

- (13) 入札回数は、3回を限度とします。第3回目の入札を行っても落札者がいない場合は、第3回目の最低入札者と地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定による随意契約とします。
なお、この場合の見積り回数は3回を限度として行います。
- (14) 開札は、入札参加者又はその代理人が出席して行うものとします。この場合において、入札参加者又はその代理人が立ち会わないときは、入札執行事務に関係のない職員を立ち会わせて行います。
- (15) 入札場には、入札参加者又はその代理人並びに入札執行事務に関係のある職員（以下「入札関係職員」という。）及び(14)の立会い職員以外の者は、入場することができません。
- (16) 入札参加者又はその代理人は、開札時刻後においては、入札場に入場することができません。
- (17) 入札参加者又はその代理人は、入札場に入場しようとするときは、入札関係職員に競争入札参加資格確認通知書（以下「確認通知書」という。）及び身分証明書を提示し又はその写しを提出し、当該代理人は入札権限に関する委任状を提出してください。
入札参加者又はその代理人が開札に立ち会わない場合においては、確認通知書の写し及び委任状を入札書と同時に提出してください。
- (18) 入札参加者又はその代理人は、特にやむを得ない事情があると認められる場合のほか入札場を退場することはできません。
- (19) 入札場において、次の各号の一に該当する者は当該入札場から退去していただきます。
ア 公正な競争の執行を妨げ、又は妨げようとした者
イ 公正な価格を害し、又は不正の利益を得るための協定をした者
- (20) 入札参加者又はその代理人は、本件借入に係る入札について他の入札参加者の代理人になることができません。
- (21) 開札をした場合において、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、再度の入札をします。この場合において、入札参加者又はその代理人のすべてが立ち会っている場合にあっては直ちに、その他の場合にあっては別に定める日時において入札をします。

4 入札保証金

- (1) 入札参加者又はその代理人は、入札公告に規定する入札保証金については、入札書の提出期限までに別記6の場所に入札保証金の納付若しくは納付証拠書の提出又は入札保証金に代わる担保を提供してください。この場合の入札保証金又は入札保証金に代わる担保の額は、入札しようとする見積額（1月当たり、消費税込み）に12を乗じた額の100分の5以上とします。
なお、入札保証金について免除要件に該当するか否かは、別紙様式1を用いた審査において、財務規則第127条各号に該当すると認められた場合は入札保証金の納付を免除します。
- (2) (1)の入札保証金に代わる担保は、次表に掲げるものとします。この場合において、担保として提供された証券が記名証券であるときは、売却承諾書及び委任状を添えるものとします。

区分	種 類	価 額
ア	国債又は地方債	債券金額
イ	独立行政法人等登記令（昭和39年政令第28号）第1条に規定する法人の発行する債券	額面金額又は登録金額（発行価額が額面金額又は登録金額と異なるときは、発行価額）の8割に相当する金額
ウ	金融機関の引受け、保証又は裏書のある手形	手形金額又は保証する金額（当該手形の満期の日が当該入札保証金を納付すべき日の翌日以降の日であるときは、当該入札保証金を納付すべき日の翌日から手形の満期の日までの期間に応じて当該手形金額を一般市場における手形割引率により割り引いた金額又は当該割り引いた金額のうち保証する金額に应じる金額）
エ	金融機関の保証する小切手	金融機関の保証する金額
オ	金融機関の保証	金融機関の保証する金額

- (3) 入札参加者又はその代理人は、現金で納付する場合は添付の納付書により金融機関から納付し、領収印が押印された納付書を提出してください。
- (4) 入札参加者又はその代理人は、入札保証金として納付する担保が(2)のア又はイであるときは、証券を納付書に添付して提出してください。
- (5) 入札参加者又はその代理人は、入札保証金として納付する担保が(2)のウであるときは手形を納付書に添付するとともに、金融機関の保証が必要であるときは、金融機関の保証書を添付して提出してください。
- (6) 入札参加者又はその代理人は、入札保証金として納付する担保が(2)のエであるときは小切手及び金融機関の保証書を添付して提出してください。
- (7) 入札参加者又はその代理人は、入札保証金として納付する担保が(2)のオであるときは当該保証書を添付して提出してください。
- (8) 入札参加者又はその代理人は、保険会社との間に発注者を被保険者とする入札保証保険契約を締結したときは、当該入札に係る保険証券を提出してください。
- (9) 競争入札が完結し、契約の相手方が決定したときは、契約の相手方となるべき者以外の者が納付した入札保証金は、速やかにこれを還付し、また、契約の相手方となるべき者が納付した入札保証金は当該競争入札に係る契約書を取りかわした後に、これを還付するものとします。（上記(3)の方法により納付した場合は、還付までに2週間程度日数を要します。）
- (10) 契約の相手方となるべき者が納付した入札保証金等は、その者が契約を結ばないときは、県に帰属するものとします。

また、上記(1)で入札保証金の納付を免除された者で、契約を結ばないときは、免除した金額

相当額を県に支払わなければなりません。

5 無効の入札書

入札書で次の各項の一に該当するものは、これを無効とします。

- (1) 一般競争入札の場合において公告に示した競争に参加する者に必要な資格のない者の提出した入札書
- (2) 指名競争入札の場合において指名をしていない者の提出した入札書
- (3) 同一人が入札した2通以上の入札書
- (4) 入札人が協定して入札した入札書
- (5) 借入物品名、数量及び入札金額のない入札書
- (6) 入札参加者本人の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）及び押印のない又は判然としない入札書
- (7) 代理人が入札する場合は、入札参加者本人の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名及び押印のない又は判然としない入札書
- (8) 入札金額の記載が不明確な入札書
- (9) 入札金額の記載を訂正したものでその訂正について押印のない入札書
- (10) 納付した入札保証金の額が入札金額の100分の5に達しない場合の当該入札書
- (11) その他入札に関する条件に違反した入札書

6 落札者の決定

- (1) 有効な入札書を提示した者であって、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を契約の相手方とします。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとします。
- (3) (2)の同価の入札をした者のうち、出席しない者又はくじを引かない者があるときは入札執行事務に関係のない職員に、これに代ってくじを引かせ落札者を決定するものとします。
- (4) 契約の相手方となるべき者の申込みに係る価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち最低の価格をもって申込みをした者を当該契約の相手方とすることがあります。
- (5) 落札者を決定したときは、速やかに落札者を決定したこと、落札者の氏名及び住所並びに落札金額を、落札者とされなかった入札者に口頭又は電話により通知するものとします。
- (6) 落札者が、指定の期日までに契約書の取りかわしをしないときは、落札の決定を取り消すもの

とします。

7 契約保証金

- (1) 契約の相手方は、入札公告等において契約保証金を納付すべきこととされた場合にあっては、指定の期日までに契約金額（1月当たりの金額）に12を乗じた額の100分の10以上の額の契約保証金又は契約保証金に代わる担保を所定の手続きに従い納付又は提供してください。

なお、財務規則第143条各号の一に該当すると認められた場合は、契約保証金の納付を免除することとします。

- (2) (1)の契約保証金に代わる担保の種類及び価額は、4の(2)の入札保証金の定めを準用します。
- (3) 契約の相手方が納付した契約保証金等は、これを納付した者がその契約上の義務を履行しないときは、県に帰属するものとします。

また、上記(1)で契約保証金の納付を免除された者が、契約上の義務を履行しないときは、免除した金額相当額を県に支払わなければなりません。

- (4) 契約の相手方が納付した契約保証金等は、契約に基づく給付が完了したときその他契約保証金等を返還する事由が生じたときは、これを還付するものとします。

8 契約書の作成

- (1) 競争入札を執行し、契約の相手方が決定したときは、落札決定の日の翌日から起算して5日以内に（契約の相手方が隔地にある等特別の事情があるときは、指定の期日までに）契約書の取りかわしをするものとします。
- (2) 契約書を作成する場合において、まず、その者が契約書の案に記名して押印し、さらに予算執行者が当該契約書の案の送付を受けてこれに記名して押印するものとします。
- (3) (2)の場合において予算執行者が記名して押印したときは、当該契約書の1通を契約の相手方に送付するものとします。
- (4) 契約書及び契約に係る文書に使用する言語並びに通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (5) 予算執行者が契約の相手方とともに契約書に記名して押印しなければ本契約は、確定しないものとします。

9 契約条項

別添契約書（案）のとおり。

10 入札者に求められる義務

入札参加者又はその代理人は、入札公告に記載する3(2)については、競争入札参加資格確認申請書（別紙様式2）及び確認のための資料を指定の期日までに提出し審査を受けてください。

また、第三者賃貸方式による契約の締結を希望する場合は、別紙様式3についても提出してく

ださい。

なお、不備事項については指定の期日までに、入札参加者の負担において完全な説明をしなければなりません。

11 資格審査に関する事項

資格審査に関する事項の問い合わせ先並びに資格審査申請書の提出先

(郵便番号) 380-8570

(所在地) 長野市大字南長野字幅下 692-2

(機関名) 会計局契約・検査課用品調達係

(電話番号) 026(232)0111 内線 3861、3862

12 その他必要な事項

- (1) この入札に係る契約は、地方自治法第 234 条の 3 に規定する長期継続契約です。
- (2) 入札に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地は、別記 4 のとおりです。
- (3) 入札参加者若しくはその代理人又は契約の相手方が本件借入に関して要した費用については、すべて当該入札参加者若しくはその代理人又は当該契約の相手方が負担するものとします。
- (4) 本件借入に関しての問い合わせ先は、別記 5 のとおりです。

別 記

1 競争入札に付する事項

- (1) 借入する物品及び数量
電話交換機 一式
- (2) 物品の特質等
入札説明書及び仕様書のとおり
- (3) 借入期間
平成 26 年 12 月 1 日から平成 34 年 11 月 30 日まで
- (4) 借入契約に係る入札公告の日付
平成 26 年 10 月 31 日

2 入札参加に必要な等級

長野県の一般競争（指名競争）入札参加資格において、「その他の契約」の等級区分が「A」に格付けされた者

3 入札手続等

- (1) 入札及び開札の日時及び場所
(開札日時) 平成 26 年 11 月 10 日 午前 10 時 30 分
(開札場所) 諏訪市上川 1 丁目 1644-10
長野県諏訪合同庁舎 3 階 301 号会議室
- (2) 入札に参加できる者であることを証明する書面の提出場所
(郵便番号) 392-8601
(所在地) 諏訪市上川 1 丁目 1644-10
(機関名) 長野県諏訪地方事務所地域政策課

4 入札に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地

- (担当課) 長野県諏訪地方事務所地域政策課
(郵便番号) 392-8601
(所在地) 諏訪市上川 1 丁目 1644-10

5 本借入に関する問い合わせ先

- (担当課) 長野県諏訪地方事務所地域政策課
(郵便番号) 392-8601
(所在地) 諏訪市上川 1 丁目 1644-10
(電話番号) 0266-57-2903

6 入札保証金の納付証拠書等提出先

- (担当課) 長野県諏訪地方事務所地域政策課
(郵便番号) 392-8601
(所在地) 諏訪市上川 1 丁目 1644-10